

# 区域外就学

吉川市外に住民登録がある児童生徒が、吉川市内の小中学校へ通学する制度です。

小中学校に入学する際は、住民登録のある自治体で決められた指定校への入学が原則ですが、以下に該当し、吉川市内の小中学校に通学を希望する場合には区域外就学の申請をすることができます。

希望する方は、教育委員会学校教育課で直接申請してください。受付後審査し、結果を通知します。

	事 由	提出書類
1	<b><u>市内への転入が確定している場合</u></b> 市内への転入が確実な場合、予め転入先の指定校に就学することを認めます。	不動産売買契約書 賃貸借契約書 建築確認許可書 など
2	<b><u>転出後も現在の学校への通学を希望する場合</u></b> 小学5・6年生および中学3年生は、卒業までの間現在の学校への通学を認めます。	状況に応じた書類
3	<b><u>保護者の就労等による理由がある場合</u></b> 保護者の勤務地や祖父母宅等が吉川市内にあり、その学区からの通学がやむを得ない場合は、その指定校に通学することを認めます。	保護者の勤務証明 など
4	<b><u>生活拠点住民登録のある住所と異なる場合</u></b> 家庭事情等により、住民登録のある住所と居住地が異なる場合、居住地の指定校に通学することを認めます。	居住地が確認できる 書類
5	<b><u>身体的理由がある場合</u></b> 身体的理由により、通院治療のための病院の最寄りの学校へ通学することが適切である場合等に認めます。	身体的理由を証明する 書類
6	<b><u>いじめ・不登校が原因で学校生活の継続が困難な場合</u></b> 友人関係や不登校等により、指定校に通学することが困難で、教育的配慮が特に必要である場合、指定校以外の学校へ通学することを認めます。	学校長の意見書
7	<b><u>その他、教育委員会が必要と認めた場合</u></b> 特別な事情があり、区域外就学多適当であると認められた場合	状況に応じた書類

※ なお、通学路は学校長の指示に従い、通学途中の事故は保護者が責任を負うものとします。